一〇から一の一七まで、二の一、二の六から二の一〇まで、二の一二から二の一四まで、三二五、字僧都一二九、一三〇、一三一の一、一三一の二、一三七、一五〇の一、一五〇の二、一七五の一、一七五の二、一七七の一から一七七の三まで、一七八、字為後三一〇の一、三一〇の二、三一一の二、三一二の三、字仁賀木一〇〇から一〇の八まで、市場町尾開字高西五一、一〇〇、一四一、一四二、一五一、一六一の一、一六一の二、一六二、一六八、字栩谷三、二六の一、七一、七二、七七、七八の一、七八の二、八一、市場町切幡字坤山七の一、七の三、八の一、一〇四の二、一〇五、字古田一四九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大北六七九・六八二の一・六八二の一〇・六八二の一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字稲荷五三〇、五三二、五四五、五五七の二・五五八の二・五六三・五六四の一・五六五の一・字奥日開谷二の一・三二五・字僧都一二九・一三〇・一三一の一・一三七（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一五〇の一、一五〇の二、字高西五一、一〇〇・一四一・一四二・一五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一の一、一六一の二、一六二・一六八・字栩谷三・二六の一・七一・七二・七八の一・字坤山七の一・八の一・一〇四の二・一〇五・字古田一四九の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

上野原市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県甲府市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

甲府市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県甲斐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

甲斐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）